

事 務 連 絡  
平成 25 年 9 月 11 日

附属学校を置く各国立大学法人  
各都道府県教育委員会  
各都道府県知事部局  
各構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の  
認定を受けた市区町村の教育委員会

御中

文部科学省初等中等教育局教職員課

「教員免許制度の概要」について（依頼）

本年 7 月来、失効した教育職員免許状を免許管理者に返納せずに使用し教員に採用される事件や、相当の免許状を有しない者を教員に採用する事件が発生しました。

教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。今回の事件は刑事罰に相当する悪質性が疑われるものとして特異な例と受け止めていますが、広く学校関係者においては教員免許制度について十分な理解をいただきたいと思えます。

このため、別紙のとおり、学校設置者や教員、教員を目指す方などに教員免許制度の要点を確認・理解いただくための概要資料を作成しました。本資料は文部科学省のホームページにも掲載されています。

ついては、本資料について、所管の学校、学校設置者及び附属学校へ配布し、教員免許制度の理解の重要性について周知徹底をしていただくようお願いいたします。

なお、本資料については、教員養成課程を置く大学に対しても送付しており、学生への配布及び授業での活用をお願いしています。

また、学校教育法第 43 条等において、学校は教育活動その他の学校運営に関する情報を積極的に提供するものとされており、学校評価ガイドラインでは、提供する情報の一例として、教職員の所持免許状の種類が挙げられています。各学校において積極的な取組がなされるよう、周知をお願いします。

【教員免許制度の概要】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/\\_icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339300\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/_icsFiles/afieldfile/2013/09/06/1339300_1.pdf)

【学校評価ガイドライン】

[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323515\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/07/12/1323515_2.pdf)

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教職員課免許係  
電話 :03-5253-4111 (内線 2451)  
E-mail:menkyo@mext.go.jp